



はじめに

これまでみどり認定のメリットとして、みどり投資促進税制（3月号）、農業者向けの融資の特例（4月号）についてご紹介しましたが、今回はみどり認定を受けた生産者がその計画の実現に向けて活用できる国庫補助金の活用事例をご紹介します。みどり認定を受けることで採択ポイントの加算を得られるメリット措置は、「みどりの食料システム戦略推進交付金」をはじめとして30以上の事業で受けられますので、ぜひみどり認定を受けることをご検討ください。

🔦 テーマ：みどり認定を受けることによる補助金の優先採択について

みどり認定を受けた農業者は、みどり認定を要件とした補助金の活用や、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けることができます。各事業の具体的な申請方法等の詳細につきましては、各所管部署にお問い合わせください。

右記の逆引き施策活用ガイドブックでは、現場で取り組みたい内容から支援策を探せるようになっています。みどり認定のメリット措置も併記しておりますのでご覧ください。



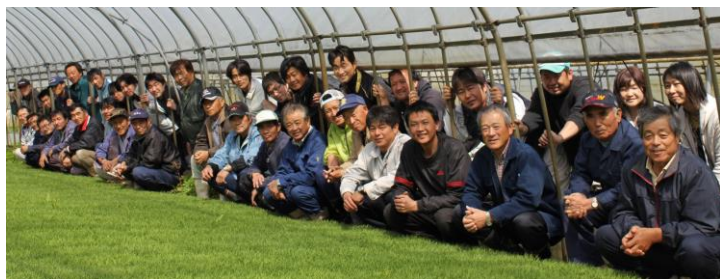
施策活用
ガイドブック
はこちら



(1) 山形県川西町 有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ

(国内肥料資源活用総合支援事業)

有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼは、31の経営体で構成される農業法人であり、水稻（113ha）で地域の畜産堆肥を活用した土づくり、化学肥料・化学農薬を使用しない栽培や使用低減に取り組んでいます。従来から有機栽培や特別栽培に取り組んでおり、みどり認定を受けることで補助金の優先採択等のメリットがあることや、グループ申請を行うことで申請手続きを効率的に行えることを知り、みどり認定を受けることを決めました。化学肥料・化学農薬の削減割合により3種類の栽培基準を作成し、この基準に沿った栽培に取り組む面積を拡大する計画でグループ申請を行い、みどり認定を取得しました。



有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼのみなさま

また、国内肥料資源活用総合支援事業において、みどり認定を受けたことによる採択ポイントの加算を活用し、採択を受けました。

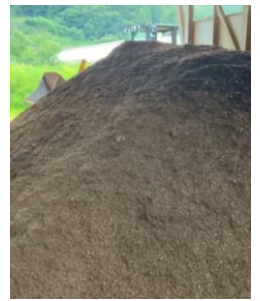
(活用方法は次のページへ！)

【みどり認定 計画イメージ】	計画申請時 (R6) → 目標 (R11)	
(土づくり) ・堆肥散布の実施	堆肥	1.2t/10a → 1.2t/10a
(化学肥料の使用減少) ・有機質肥料による化学肥料の低減	化学肥料	7.0kgN/10a → ①②不使用 (慣行) ③3.5kgN/10a
(化学農薬の使用減少) ・種子の温湯消毒による化学農薬の使用低減 ・畦畔除草の徹底による化学農薬の使用低減	化学農薬	20回 → ①不使用 (慣行) ②③回以下 ④4回以下
環境負荷低減事業活動の取組面積		113ha → 133ha

【補助金の活用方法】

みどり認定の実施計画にある畜産堆肥による土づくりを推進するための堆肥供給地点になるストックヤードの設置費用について、2分の1の補助を受けました。

国内肥料資源活用総合支援事業は、肥料製造事業者だけでなく、原料供給事業者や肥料利用者が連携した取組に補助金を活用できるため、堆肥の利用効果に対する検証を行うために、肥料利用者が利用する堆肥散布機の導入にも補助金を活用することができました。



補助事業を活用して試作中の堆肥の様子

💡 補助金活用時のみどり認定の強み！その1

国内肥料資源活用総合支援事業では肥料の原料供給業者、製造業者、肥料利用者の連携計画を作成しますが、構成員が複数いる場合、みどり認定を受けている構成員がいることでポイント加算を受けることができます。

(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼは、肥料の製造業者及び肥料利用者としてグループでみどり認定を受け、ポイント加算を受けています。

(2) 熊本県八代市 JAやつしろトマト選果場利用組合（強い農業づくり総合支援交付金）

JAやつしろトマト選果場利用組合ではミニトマト（34.5ha）とトマト（14ha）の栽培を行っており、強い農業づくり総合支援交付金におけるポイント加算及び、持続可能な農業生産体制の確立の一環として環境負荷低減を部会全体で推進するため、組合に所属する212名でグループ申請によるみどり認定を取得しました。ミニトマト、トマトの栽培において、被覆資材の多層化を行うことでGHG排出量の削減に取り組んでいます。これにより15%程度の燃油の使用量を低減させる計画を立てています。

【補助金の活用方法】

認定された計画に基づき、燃油の使用量を低減して生産されたミニトマト、トマトの集出荷を効率的に行うために貯蔵施設の整備を行いました。倉庫、予冷施設、選果機の設置費用の2分の1の補助を受けることができました。



ハウス内で栽培されるトマト



内張・外張の多層化（二重被覆）
平張り+サイドカーテン

【みどり認定計画イメージ】

計画申請時 (R6) → 目標 (R11)

(燃油の使用量)
・被覆資材の多層化

燃油 3,394,860L/作 → 2,854,740L/作

環境負荷低減事業活動の取組面積

48.5ha → 48.5ha



出荷されるトマトの様子

💡 補助金活用時のみどり認定の強み！その2

「強い農業づくり総合支援交付金」のような競争率の高い事業において、ポイント加算を受けることができることはみどり認定を受ける大きなメリットの1つになっています。

2 令和7年度予算概算要求の概要を公表しました

令和7年度予算概算要求の概要を公表いたしました。みどり認定に関する新たに要求している事業とみどりチェックについてご紹介します。※今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。



令和7年度予算概算要求の概要はこちらから



みどり認定農業者がハード支援を受けられます！

(1)新たに要求している事業「みどりの事業活動を支える体制整備」

みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動の認定を受けた農林漁業者又はみどり転換推進事業(※)によりデータを計測・提供するみどり認定農業者が行う、環境負荷低減の取組に必要な機械や施設(除草機、堆肥舎等)の導入への支援を行うための予算を要求しています。

※令和9年度に向けて新たな支援制度を設計するためにデータの収集・調査分析に協力いただきみどり認定農業者

○環境負荷低減の取組を行う農林漁業者への支援

みどり認定農業者
(特定認定又はみどり転換推進事業)



地域における
モデル的な取組

導入

<導入対象となる機械・施設のイメージ>



水田除草機



堆肥舎

3 みどりの食料システム戦略グループの動き

(1)令和7年度からは「みどりチェック」の報告・確認が始まります！

【みどりチェックは、誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一步」です。】

農林水産省では、令和6年度から全ての補助事業等で「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」(愛称:「みどりチェック」)を導入し、環境にやさしい農林漁業のための最低限の取組を、事業申請時にチェックシートで提出し、実践していただくことを要件としています。

令和7年度からは、事業報告時のチェックシート提出と取組内容の確認も始まりますので、「みどりチェック」へのご理解と取組の実践をお願いします。

【どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの?】

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要です。「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。



農林水産業には環境により多面的機能がある一方で、環境に負荷を与えている側面もあります

「みどりチェック」の7つの基本的な取組



お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

☎(直通) 03-6744-1865



(2) 基盤確立事業実施計画を認定しました！

9月3日に基盤確立事業において、以下の1社の新規認定を行いました。

また、みどり投資促進税制対象機械カタログの対象機械も掲載していますので、以下のURL・QRコードからご覧ください。



[みどり投資促進税制
対象機械カタログ](#)

現在対象は80機種！
(R6.9月時点)

流通の合理化

(株)農業流通支援



有機農産物等を直接集荷・販売する流通方式を導入して流通の合理化を図り、環境負荷の低減に取り組む生産者を支援する。

(3) みどり法に基づく融資の特例に関するチラシを掲載しました！

設備投資を検討されている耕種・畜産農家向けに、みどり法に基づく認定を受けた方が活用できる以下の資金の内容をまとめたチラシを掲載しました ([こちら](#))。

- ・ 農業改良資金
- ・ 畜産経営環境調和推進資金

是非ご活用ください！



チラシは
こちらから



農業改良資金



畜産経営環境
調和推進資金

(4) 説明会・研修会などに講師を派遣します！

みどりの食料システム戦略や認定制度、クロスコンプライアンス等について、農林水産省のみどり戦略担当が御説明します。J-クレジット制度や「見える化」の取組も含め、御要望がありましたら、お近くの地方農政局のみどり担当窓口までお気軽にご相談ください。

◇御意見・御感想等をお寄せください◇

本メルマガに関する御意見・御感想や取り上げてほしいテーマのほか、御自身の所属する都道府県・市町村の取組(300字程度)を掲載してほしい！といった声もお待ちしております。以下のメールアドレスまでお寄せください。

メールアドレス：midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp

【発行】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

(担当：渡邊、藤田)

TEL：03-6744-7186



みどり認定の最新情報をお届け！「みどり通信」